

2025年5月23日

会員の皆様へ

たちばな信用金庫

出資に対する未払配当金のお取り扱いについて

平素よりたちばな信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

出資未払配当金（配当金支払請求権）は、支払開始時期から10年を経過した場合、時効により消滅する旨が民法で定められております。当金庫はこの定めに従い、10年を経過した出資未払配当金について、2025年7月以降、お支払いしないことといたしましたのでお知らせいたします。

当金庫に出資していただいている会員さまには、年度毎の決算の結果、剰余金が生じた場合に総代会の承認を得たのち、出資額に応じた配当金を指定された口座に入金させていただきますが、指定口座の解約等で配当金が未払となっている場合がございます。

ご不明な点がある会員さまは、最寄りの店舗までお問合せ頂きますようお願いいたします。

以 上